

## 社会福祉法人溪仁会 女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人溪仁会の入所・通所・在宅サービスで働く女性職員比率は、70%を占めており、女性職員の活躍の推進に資するために、以下の行動計画を策定します。

1 計画期間 令和 2年 4月 1日から令和 6年 3月31日までの4年間

2 当法人の課題

- (1) 女性職員比率に対して女性管理職比率が低い。
- (2) 年次有給休暇取得率が低い。

3 目標と取組内容・実施期間

### 目標1

積極的に女性職員を管理職に登用し、女性管理職比率を40%以上にします。

#### <取組内容・実施期間>

- ・課長代理以上の女性の役職者を対象とした「なでしこねっと会議」を開催し、女性職員の活躍を促進します。

令和 2年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

- ・課長以下の役職者を対象とした「中堅管理職講座」を開講し、職場のマネジメントの実践ができる管理職を育成します。

令和 2年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

### 目標2

年次有給休暇の計画的な取得を促進し、年次有給休暇取得率を70%以上にします。

#### <取組内容・実施期間>

- ・年次有給休暇取得率を60%以上とします。

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

- ・年次有給休暇取得率を65%以上とします。

令和 3年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

- ・年次有給休暇取得率を70%以上とします。

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで